

## 4. 収入が多いと税金を引かれる。 親の税金に影響する可能性も

### { たくさんアルバイトした方がいい? }

#### 👉「年収の壁」を超えると自分や親の手取りが減るかも!

アルバイト代などの収入が一定の額を超えると、学生にも「**所得税**」(国に納める税金)や「**住民税**」(自治体に納める税金)、年金保険料や健康保険料といった「**社会保険料**」を納める義務が生じてきます。

主な「年収の壁」の金額は下表のとおりで、1月から12月までの年間収入が110万円以下なら、税金や社会保険料はかかりません(国民年金は「学生納付特例制度」を利用した場合)。

要注意なのは150万円。年収が150万円以上となる場合は、健康保険上の親の扶養から外れて国民健康保険料が生じたり、150万円を超えると、親の税金が高くなり、親の手取り収入が減ってしまうことがあります。



#### 自分の年間収入(1月~12月)がこの壁(金額)を超えたら注意

壁の高さ	何が起きる?	備考
110万円	<b>住民税</b> がかかり始める	年収110万円を超えた部分に税率10%の住民税がかかる。ただし、「勤労学生控除」(134万円の壁参照)が使えれば、年収134万円まで住民税はかからない。
134万円	勤労学生控除を使った場合、 <b>住民税</b> がかかり始める	勤労学生は、一定の条件にあてはまると「勤労学生控除」が使える。その場合、年収134万円までは税金がかからない。
150万円 以上※1	<b>国民健康保険料</b> がかかり始める	年収150万円以上になったら要注意。親の扶養から外れると、原則として国民健康保険料がかかる。なお、国民年金は、一定の年収まで納付が猶予される「学生納付特例制度」あり。
150万円 超	<b>親の手取り</b> が減り始めるかも	子ども(自分)の収入が増えると、親の収入から差し引ける「控除」が徐々に減っていき、親の手取り収入が減ってしまうことがある。
160万円 ※2	<b>所得税</b> がかかり始める	年収160万円(実際には社会保険料の額などにより異なる)を超えた部分に、所定の税率で税金がかかる。収入の増加に伴って税率も税金も増えていく。

※2025年12月時点での税制を基に作成。住民税については所得割のみ、均等割は考慮しない(P10~11すべて)

※1 19歳以上23歳未満の人は2025年10月1日より150万円以上となった

※2 2026年分の収入から178万円に引き上げられる予定

# たくさん稼ぐと税金などはいくらになる？

## 具体的な金額の例を見てみよう！

下の3つのCASEの場合、CASE1では社会保険料はかからず、「勤労学生控除」を受けると税金もかかりません。また、親にも影響はありません。

CASE2では子の年収が170万円になると住民税と国民健康保険料がかかり、CASE3で子の年収が190万円になると、さらに所得税がかかります。

		所得税	住民税	社会保険料
CASE 1	父: 年収700万円	19万1,000円	32万100円	109万3,050円
	子: 年収120万円	—	—	—
CASE 2	父: 年収700万円	22万3,700円	33万4,100円	109万3,050円
	子: 年収170万円	—	4万2,800円	16万6,177円
CASE 3	父: 年収700万円	27万3,300円	36万5,100円	109万3,050円
	子: 年収190万円	5,500円	6万400円	19万817円

子の負担はなし

父の税金が約4.7万円増加

住民税と国民健康保険料がかかる

合計で約25.7万円の負担

※父: 50歳、会社員。子: 雇用保険・健康保険・厚生年金の適用外。国民健康保険料は大阪市の場合。国民年金保険料は学生納付特例制度により猶予。年収は父・子とも2025年分として試算。実際の数字とは異なることがある

## 1年間(1月～12月)のアルバイト代が、こんな場合は税金の手続きが必要

アルバイト代が100万円以下なのに税金が引かれていた

アルバイト先での年末調整、または確定申告をすれば税金が戻る

年末調整とはアルバイト先で年末に行われる税の手続き。してもらえなければ自分で確定申告しよう

アルバイト代が120万円になってしまった

アルバイト先での年末調整か確定申告で勤労学生控除を申告

勤労学生控除を受ければ134万円までは住民税がかからない。なお、住民税がかかった場合は翌年に納める

複数のアルバイトをして160万円を超えたが、税金が引かれていない

アルバイト先が複数の場合、確定申告が必要

給与収入が160万円を超えると、社会保険料の額などによっては所得税を納める必要がある

### Column

## 税金の負担が軽くなる「所得控除」とは

税金を計算するときには、収入から一定の金額を差し引いて税金の負担を軽くする「所得控除」の制度が使えます。「勤労学生控除」もそれに当たります。また、19歳以上23歳未満の子どもを扶養する親は、子どもの年収が188万円までは「扶養控除」または「特定親族特別控除」を収入から差し引けるた

め、税負担が軽くなります。

なお、学生が働くことによる親の収入への影響としては、親の勤務先から支給される「家族手当」の打ち切りなども考えられます。収入の額によっては家族と相談することも検討しましょう。あくまでも、学生の本分は学業であることもお忘れなく。

### Actions!

- ・アルバイトの給与明細を確認し、自分が1月～12月にいくら稼いだのか計算してみよう!
- ・複数のアルバイトをしている場合は、各勤務先からもらう明細を保管しておこう!

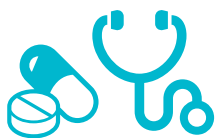
## 5. アクシデントやピンチに備える方法を知っておこう

### 病気やケガをしたとき、お金はどうする?

健康面の不安は「公的な保険」が支えてくれる

こんなピンチは社会保険でカバーされる

日常生活で  
病気やケガをした



健康保険

自己負担3割で医療を受けられる  
親の健康保険などで保障される

病気やケガなどで  
障害が残った



障害年金

20歳から一定額が受け取れる  
20歳になったら国民年金保険料を納付

アルバイト中や通勤中に  
病気やケガをした



労災保険

医療費を支払ってもらえる  
事業主が加入している

将来は…?

高齢になった→**老齢年金**…公的年金に10年以上加入していれば、65歳から受け取れる

家族を残して死亡した→**遺族年金**…年金の加入状況によって、配偶者や子どもなどが受け取れる

### 主な社会保険制度 = 公的な保険

#### 公的医療保険

健康保険や国民健康保険など、病気やケガをしたとき、医療費の一部を公的機関が負担してくれる制度。受診時の自己負担割合は3割

#### 公的年金保険

65歳から老齢年金を受給できる制度。原則として、20歳になったら全員加入。若い世代も重度の障害を負ったら障害年金を受け取ることができる

#### 労災保険

労働者の迅速かつ公正な保護を目指す国の制度。仕事や通勤時にケガなどをすると給付され、アルバイトも対象。保険料は全額事業主負担

病気やケガをしてかかった医療費は数万円。でも実際に支払うのは数千円。軽い負担で済むのは、公的医療保険（健康保険や国民健康保険など）に加入しているからです。学生は、親の健康保険の扶養に入っていれば、保険料の負担なく保障を受けること

ができます。アルバイト中のケガなら労災保険の対象になりますし、万が一、障害が残った場合には、公的年金から障害年金が受け取れる可能性もあります。公的な保険により、病気やケガをしたときの経済的負担はかなりカバーされるのです。

# 公的な保険だけで大丈夫？

## 足りない分は民間の保険でカバー

こんなピンチには民間の保険で備える

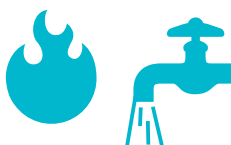
自転車で  
人にケガをさせた



個人賠償責任  
保険

親が保険に入っていれば子どもも補償される

一人暮らしのアパートで  
火災・水漏れが起きた



火災保険

入居の際に家財を補償する保険に入るのが一般的

車を運転して  
事故を起こした



自動車保険

車の所有者が入っている保険で補償されるかを確認。1日単位で加入できる保険に入る手も

こんな保険も!

学生を対象とした  
大学生協の  
保障制度

学生本人の病気やケガ、扶養者（父母など）の死亡などで保険金が支払われ、生活の安定や学業の継続を支える共済制度

公的な保険を使っても自己負担分を支払うのが難しそうな場合は、民間の保険を利用する方法もあります。特に病気やケガよりも経済的なダメージが大

きいのが、人にケガをさせた、自動車事故を起こした、などのケースです。そうした大きなピンチには民間の保険で備えることを徹底しましょう。

### Actions!

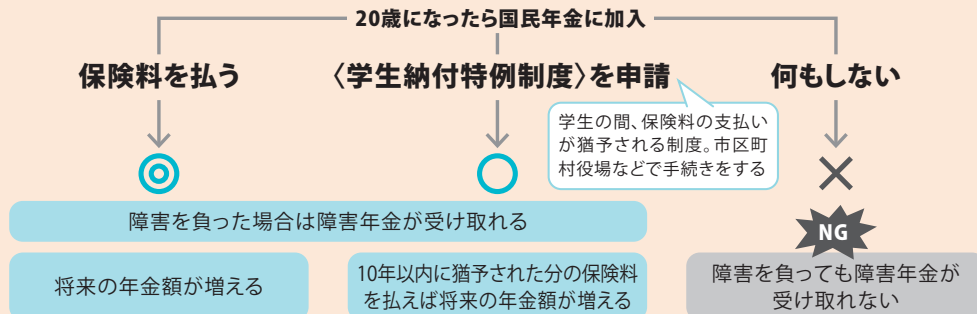
親に「個人賠償責任保険に入っている?」「自動車保険は私も補償の対象?」と聞いてみよう!

### Column

## 国民年金保険料の支払いが難しいときは「学生納付特例制度」

20歳になったら国民年金に自動的に加入します。保険料を払うのが難しい場合、学生の間は、保険料の支払いが猶予される「学生納付特例制度」を申請しまし

よう。障害を負った場合には障害年金が受け取れ、10年以内に保険料を払えば将来受け取る年金も多くなります。手続きをしないと障害年金が受け取れません!



### Actions!

20歳になったら国民年金保険料を支払うか、学生納付特例制度を申請しよう!